

所得税の確定申告は3月15日(木)まで 確定申告は正しくお早めに!

商売や事業を営んでいる人、給与以外に収入のあるサラリーマンなどにとって、所得税の確定申告は、昨年1年間の総決算です。本年の所得税の確定申告は、2月16日(木)から3月15日(木)までとなっています。間近になってあわてないように、今から必要書類、帳簿を整理しておきましょう。



■所得税の確定申告が必要な人

●一般の人(商業、工業、医業、農業、漁業など)

- ・事業所得(営業、農業など)
- ・不動産所得などがある人
- ・一時所得など他の所得がある人

平成23年中の各種所得金額の合計額が、基礎控除その他の所得控除の合計額を超える人は、確定申告する必要があります。

●給与所得者の場合

給与所得者の場合には、勤務先で年末調整により所得税の精算をすることが通常です。大部分の人は確定申告をする必要はありません。しかし、次のような人は確定申告をしなければなりません。

- イ. 年末調整をしていない人
- ロ. 年間の給与収入が2,000万円を超える人
- ハ. 給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ニ. 給与を2カ所以上からもらっている人
(主たる給与所得以外の給与収入が20万円を超える場合)

ご注意ください!

○生命保険契約・損害保険契約が満期となった人は、ご注意ください!

生命保険契約などに基づいて支払を受ける一時金、または、損害保険契約などに基づく満期返戻金は、その受取金から保険料掛金を差し引いた金額が一時所得の対象となります。

また、生命保険契約などに基づく年金については、雑所得の対象となります。

■次のような場合は確定申告をすれば納めた税金が還付されることがあります。

- 確定申告をしなくてもよい場合でも、源泉徴収された税金や予定納税した税金が納めすぎの場合は、還付申告することができます。
- 次にあてはまる人は、税金を納めすぎとなっている場合が多いので、よく調べて払い戻しを受けるようにしてください。

- ①源泉徴収された利子・配当や原稿料などの収入が少額で、しかもその他所得もあまり多くない人
- ②雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることのできる人
 - 雑損控除 災害・盗難などにより生活資産の損失額が一定金額を超える場合(保険金などの補填金は、損失額から控除されます。)
 - 医療費控除 1年間に支払った医療費が一定金額を超える場合(生命保険・高額療養費の補填金は、医療費から控除されます。)
 - 寄附金控除 国・地方公共団体・日本赤十字社などに寄附された人(2,000円以上から適用)
 - 住宅借入金等特別控除
融資を受けて居住用家屋等を新築・増改築・購入した場合、一定要件を満たせば住宅借入金などの特別控除を受けることができます。※なお、バリアフリー改修工事又は省エネ改築工事を含む増改築の場合は、融資がなくても控除を受けられる場合があります。
- ③給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった人
- ④予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった人

■所得税の確定申告に必要なもの

- ①税務署から申告書が届いた人は、その「申告書」
- ②印鑑
- ③給与・年金などがある人は、「源泉徴収票」
- ④その他、収入金額などを確認できる書類
- ⑤生命保険料控除・地震保険料控除のある人は「支払保険料の証明書」
- ⑥社会保険料控除(国民健康保険税・国民年金掛金など)のある人は、その領収書または納付(税)証明書
- ⑦その他、控除に必要な書類
- ⑧還付の場合、本人名義の預金通帳(口座番号)
- ⑨申告納税の場合、税務署に口座引落の登録のない人は、引落口座の通帳と届出印

■住民税(国民健康保険税)の申告が必要な人

- 確定申告は要しないが一定以上の所得のある人
 - ※年末調整済の給与所得者で他の所得がない方は、申告は不要です。
 - ※年末調整済の給与所得者で他の所得がある方は、その金額が20万円未満でも申告が必要です。
 - ※公的年金の収入が400万円以下で公的年金以外の所得がある方は、その金額が20万円以下でも申告が必要です。

ご注意ください!

○国民健康保険の加入者は、収入がなくても、申告が必要です。

※この申告をしないと保険税の軽減判定や高額療養費の支給判定等で不利となる場合があります。

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3111(内線132・133)

確定申告(住民税申告・国民健康保険税申告)の 受付日程をお知らせします

- 申告受付は、確定申告・住民税申告等の区分けはありません。
- 時間帯によっては混雑が予想されますので、時間に余裕をもって来場してください。
- 2月22日・28日および3月12日の午後の受付は、会場移動日となりますので、なるべくお早めにご来場ください。

受付日	8:30~12:00	13:00~16:30	会場
2月16日(木)	西友枝(1区、2区)	西友枝(3区、4区)	たいへいの里 (研修室)
17日(金)	東上(三田上り、大地原~大桐)	東上(峰、森、有田)	
20日(月)	東下(中村・下村)	東下(野間・小山田)	
21日(火)	土佐井(東・西・一ノ瀬)	土佐井(中・新谷)	
22日(水)	土佐井(下田井)	友枝地区で申告未済の方	唐原 コミュニティセンター
23日(木)	原井・有野	百留・上唐原(梶屋・薬丸)	
24日(金)	上唐原(重吉・保木ノ上・水出)	上唐原(寺小路)	
27日(月)	下唐原(川ノ上・宮本・小路・馬場)	下唐原(上野地・下野地)	
28日(火)	下唐原(小池・その他の下唐原地区)	唐原地区で申告未済の方	
29日(水)	申告書類整理のため受付できません		げんきの杜 (研修室)
3月1日(木)	矢方	緒方	
2日(金)	成恒下	成恒上	
5日(月)	安雲西	安雲東	
6日(火)	尻高下ノ上、下ノ下	尻高上・中	
7日(水)	大ノ瀬	ハツ並	
8日(木)	中村	吉岡	
9日(金)	松本	西区	
12日(月)	東区	げんきの社会場対象地区の方で申告未済の方	上毛町役場 (2階 大会議室)
13日(火)	宇野垂水	垂水上区	
14日(水)	垂水中区	垂水下区	
15日(木)	申告未済の方(全地区対象)	申告未済の方(全地区対象)	

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL72-3111(内線132・133)

税務署からのお知らせ

●平成23年分の申告期限と納期限

- ◆所得税・贈与税…3月15日(木)まで
- ◆個人事業者の消費税及び地方消費税…4月2日(月)まで

振替納税を利用の方へ

(振替日の前日までに預貯金残高のご確認をお願いします。)

- ◆所得税の振替日…4月20日(金)
- ◆個人事業者の消費税及び地方消費税…4月25日(水)

●問い合わせ先 行橋税務署 TEL 0930-23-0580

全国一斉! 法務局休日相談所 (福岡法務局)開設のお知らせ

全国の法務局で一斉に特設相談所を開設します。福岡法務局行橋支局管内では次のとおり開設します。相談は無料ですので、お気軽にご利用ください。

- 日時 2月12日(日) 10:00~16:00
- 場所 行橋中央公民館(行橋市大橋1丁目9番26号)
- 相談内容 相続、遺言、境界トラブル、成年後見、登記、戸籍、供託及び人権擁護など法務局業務全般の相談
- 相談員 法務局職員、司法書士、土地家屋調査士、公証人及び人権擁護委員がお受けします。

●問い合わせ先 福岡法務局行橋支局 TEL 0930-22-0476